

四国中央市山おこしプラン策定業務
仕 様 書

四国中央市

四国中央市山おこしプラン策定業務仕様書

1. 業務名

四国中央市山おこしプラン策定業務

2. 業務の目的

本業務は、四国中央市の山岳観光資源等を有効に活用し、持続可能な山岳観光の推進を通じ、観光客の誘致や移住定住を促進することを目的として、その施策を立案し、中期的な計画である四国中央市山おこしプラン（以下「山おこしプラン」という。）を策定するものである。

策定にあたっては、専門的な見地とこれまでの実績により、全国の自治体の成功事例等を参考に、地元住民や関係機関等と連携しながら、本市の実情に応じ、かつ、将来像を含めた山おこしプランを策定することとする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年12月17日（金）まで

4. 履行場所

市内一円

5. 実施体制

(1) 業務責任者

市との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を配置すること。

(2) 人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、業務担当者を固定化するよう努めること。

なお、市が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含めて速やかに対応策を検討すること。

6. 業務内容

日本版持続可能な観光ガイドラインの趣旨を踏まえ、本市の上位関連計画の理念や施策の方向性との整合性を図り、民間事業者と地域が一体となって持続可能な山岳観光を意識した施策を展開するための施策を立案し、社会情勢や地元要望等にも対応するため、その根拠となる基礎調査の実施やそれに基づいた現状把握と課題を抽出し、将来像を含めた山おこしプランを策定する。

(1) 現状把握

本市の有する山岳観光資源の魅力と課題を明らかにするため、本市の山岳観光に関する現状を把握したうえで、現状と課題を整理すること。

(2) 各種調査

中期的な施策立案のため、効果的な手法を用いてその根拠となる調査を実施し、得られたデータに関する考察を行う。

調査の手法・分析については、有する知識及び技術を十分活用し、本市と打ち合わせを行い、調査の有効性を高めるとともに、調査内容のまとめにあたっては、わかりやすい内容となるよう留意すること。

① 観光実態調査

本市来訪の「目的」、「滞在時間」、「来訪回数」等の項目をアンケート形式等により調査を実施し、回答者の居住地等も含めたものとする。

② 先行事例調査

全国的な成功事例等に関する事例調査を実施すること。

③ 市民と山岳観光振興の調和に関する調査

山間部地域の住民及び各種関係団体を含めた市民に対して、市民生活と山岳観光振興の調和に関するアンケート調査やワークショップ等を実施し、市民の観光振興に対する理解や観光客のマナー問題による市民生活への影響や観光振興に対する意向等を把握する。

(3) 現状の分析と課題の抽出

本市の有する山岳観光資源の魅力と課題を明らかにするため、(2)の調査結果を整理したうえで、課題を抽出し、本市の山岳観光振興を取り巻く環境等について分析する。

(4) 山おこしプランの作成

(2)及び(3)に基づき、今後、本市が山岳観光を推進するため、現状の課題と新たな施策展開に向けた課題を整理し、課題に対応する目標値、施策の方向性を定めた山おこしプランを作成する。

なお、作成にあたっては、以下の施設・山岳等の活用施策を掲載することを必須とする。

【掲載を必須とする施策・施設・山岳観光資源】

- ① 初心者層を含めた標高1,000m規模の登山客誘致施策
- ② 土居三山（赤星山・二ツ岳・東赤石山）
- ③ 切山地区（大谷山・金見山等）
- ④ 嶺南地区（金砂町・富郷町）の自然環境
- ⑤ 新宮地区（塩塚高原・笹ヶ峰、道の駅 霧の森・霧の高原、山のお茶文化等）
- ⑥ 金砂湖畔公園施設
- ⑦ てらの湖畔広場施設（細川家住宅・てらの水のやかた等）
- ⑧ 新宮少年自然の家施設（小中学校の自然体験及び集団宿泊訓練施設）
- ⑨ 翠波高原

(5) インバウンド向けコンテンツの開拓

外国人観光客（インバウンド）の多様なニーズや誘客ターゲット国（アジア圏・欧米豪等）のトレンドに応じ、本市の山岳観光資源（土居三山、翠波高原等）や歴史・文化（切山地区、新宮のお茶等）を最大限に活かした、付加価値の高い体験型・滞在型コンテンツの開拓・造成に向けた具体的な手法を提案すること。

提案にあたっては、単なるスポット巡りにとどまらず、市内の宿泊施設や地域資源を結ぶ周遊ルートの策定、外国人向けガイドの育成、地元の食・伝統文化との連携など、持続可能で地域に経済効果をもたらす実践的な施策を盛り込むものとする。

(6) トライアルツアーの実施及び参加者意見の反映

(4)の山おこしプランの骨子案が概ね整理された段階で、その実効性の検証を行うため、以下の点に留意しトライアルツアーを実施し、参加者の意見を反映させること。

① トライアルツアーの企画

有効と考えられるトライアルツアーを企画すること。実施回数は2回程度とし、その対象者、参加人数及び開催時期等は、山おこしプランへの反映に最適と考えられる内容を提案すること。

② トライアルツアーの募集及び実施

以下の点に注意し、受託者の責任において、トライアルツアーの募集及び実施を行うこと。

- ・ ツアーには必要に応じてガイド又は添乗員を帯同させ、安全かつ円滑な運行を確保すること。
- ・ ツアー実施に伴う安全管理及び事故等への対応については、受託者の責任において適切に対応すること。
- ・ 登山を伴う場合は、気象条件、登山経験等に応じた安全対策を講じること。
- ・ ツアーに要する費用は、保険料等の実費相当額のみを参加者より徴収すること。

③ 参加者意見の聴取

ツアー参加者へのアンケートを実施し、課題やニーズの分析を行い、その分析結果を、山おこしプランへ反映させること。

(7) パブリックコメントの実施支援

四国中央市タウンコメント手続条例に基づく、パブリックコメントを実施するにあたり、必要となる資料作成、意見集約及び分析等を支援すること。

(8) 山おこしプラン概要版とパンフレットの作成

山おこしプランの概要版と市民周知用のパンフレットをわかりやすく、見やすいデザイン・割り付けで作成し、紙媒体及びデータで提出する。

デザインでは、本市の山岳観光資源の魅力や施策を効果的に紹介し、本市の魅力の浸透を図り、認知度を高めるために制作するため、文章での紹介、写真やイラストなどの掲載の工夫により、理解しやすく、効果的に伝えることができるものとする。

概要版については表紙を含めて30ページ程度、パンフレットについては20ページ程度とし、フルカラーとする。

7. 業務スケジュール（案）

- 令和8年8月～令和9年3月：現状の把握、基礎調査、現状の分析、課題・方針の整理
令和9年4月～5月：山おこしプラン骨子案の作成
令和9年6月～10月：山おこしプラン案の作成
令和9年9月～10月：トライアルツアーの実施（実施後山おこしプランへ反映）
令和9年11月：パブリックコメントの実施支援、概要版及びパンフレットの作成
令和9年12月：山おこしプランの提出

8. 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、市と協議を重ねながら、円滑に業務を遂行すること。
- (2) 各業務上で必要となる関連施設管理者等へのアポイントメント等、全て受託者の責任において行うこと。
- (3) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て市に移転すること。
- (4) 受託者は、市が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も、また、同様とする。
- (8) 市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (9) 受託者は、事業全体のスケジューリングを行うこと。

9. 業務報告

- (1) 本業務の進捗状況について、定期的に対面又はWebでのミーティングを行うこと。
- (2) なお、ミーティング後は、随時、打合せ議事録等を漏れなく提出すること。

10. 成果品等の提出

本業務の成果品等は、以下のとおり紙媒体のほか、電子データをCD-R等の電子媒体により納品すること。

(1) 提出書類一覧

各提出時期における提出書類又は成果品等	提出方法	
	紙媒体	電子媒体
(1) 業務開始時		
① 業務着手届（市様式）	1部	—
② 業務責任者届	1部	—
③ 業務実施計画書	1部	—
④ 業務実施工程表	1部	—

(2) 随時	紙媒体	電子媒体
① 打合せ議事録及びミーティング資料	1部	—
② 業務責任者変更届（変更した場合）	1部	—
③ 中間報告書（現状の把握、各種調査、現状の分析、課題・方針の整理を記載）	10部	編集可能な任意形式及びPDFデータを電子メールにて
④ 山おこしプラン素案（令和9年7月下旬までに）	10部	同上
⑤ トライアルツアー実施報告書（実施後）	10部	同上
(3) 業務完了後	紙媒体	電子媒体
① 業務委託完了届（市様式）	1部	—
② 完成図書一式 ・業務開始時提出書類一式 ・随時提出書類一式	(1)、(2)及び(3)の③～⑥を格納したファイルを1冊	編集可能な任意形式及びPDFデータをCD-R等の媒体にて1枚 ※格納するデータファイルは、以下のとおりとする。 ・(2)③～⑤ ・(3)④～⑥
③ 業務実績工程表	1部（上記②に挿入すること。）	—
④ 山おこしプラン	100部	編集可能な任意形式及びPDFデータ（上記②のCD-R等の媒体に格納すること。）
⑤ 山おこしプラン 概要版	300部	同上
⑥ 山おこしプラン パンフレット	500部	同上

※ 電子媒体での提出が必要となる編集可能な任意形式とは、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint 等の編集可能な形式での提出とするが、困難な場合は別途協議により他の形式での提出を可とする。

(2) 提出先

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
四国中央市 地域振興部 山おこし課

(3) 提出期限

令和9年12月18日（金）

11. その他

- (1) 業務履行に際して必要となる交通費、宿泊費、通信費、消耗品、印刷費、運送費、資材、車両等その他必要となる一切の経費は、全て契約金額に含むものとする。また、Web 会議を実施する場合、本市側で必要となる設備及び通信費は本市が負担するが、受託者がライセンス料等の発生するアプリケーションの利用を希望する場合は、その費用は本市分も含めて受託者が負担すること。
- (2) 本業務における成果品は、すべて市に帰属するものとし、書面による市の承認を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果品及びこれに付属する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、市は、本業務の目的の範囲内で自由に利用することができるものとする。
- (3) 受託者が本件業務を実施するにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法のほかこれに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、業務を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできないものとする。委託業務終了後も、また、同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ市の承認を得た場合はこの限りでない。
- (6) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は定めのない事項については市と受託者が協議のうえ、決定するものとする。
- (7) 関係法令を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施すること。